

## 地域ジェンダー政策の課題とグローバル化

犬塚 協太

### はじめに

地域社会においてジェンダー平等の実現を図る上で、地域ジェンダー政策としての地方自治体における男女共同参画政策の重要性は近年増大している。たとえば、男女共同参画基本法制定(1999年)後現在までに千葉県を除き全国のほぼすべての都道府県で男女共同参画推進に関わる条例の制定が行われたことは、「その必要性がいかに大きいかを示している」(辻村・稲葉編、2005、1)好例といえよう。また基本法に義務化された都道府県での男女共同参画基本計画の策定はもちろん、努力義務とされた市町村レベルにおいても、近年条例の制定や基本計画の策定の動きは拡大しつつある。たとえば静岡県内においては、2005年4月現在で条例制定は6市に及び、基本計画の策定は32市町に達している。もちろん全国的に見ればさらにこの計画策定の先進地域は存在し、1位の大阪府の場合は93.0%にまで達している(内閣府、2005)。

しかし、このように男女共同参画社会作りに向けた地域社会での取り組みが進行していくにつれ、また地域社会における固有の問題点も次第に明らかになりつつある。その中でも最大の問題のひとつは、いうまでもなく最近激しさを増してきている、ジェンダー平等の思想・運動・政策に対するバックラッシュと呼ばれる保守的な性別秩序・規範への回帰をめざす一連の反動的動きである。日本社会全体の保守化、ナショナリズムへの傾斜とも密接な関係のあるこうした特定の政治勢力と結びついた動きに関しては、今後の男女共同参画政策の定着化と実効性の点から見て、決して看過できない重大な影響力をもたらす阻害要因として、学問的にも適切な対応が必要な時期にさしかかっているといえる。幸いそれへの危機意識の高まりとともに、フェミニズムやジェンダー論研究者の間からもまとまった学問的批判の論評が次々に現れつつある(若桑他編著、2006、上野他、2006、日本女性学会ジェンダー研究会、2006)ので、ここではその重要性を指摘するにとどめたい。

地域社会において、それと並んでもうひとつの重要な上記の問題は、ある程度の男

女共同参画施策の推進が行われるのにもない、それぞれの地域社会におけるジェンダー問題の固有の地域的特徴に由来する課題が次第に明らかとなってきたという点である。基本法成立以来、表面的・制度的にはある程度進んだ地域社会におけるジェンダー平等の政策の実質的な効果をこれまで以上により高めるためには、こうした特徴を生み出す個々の地域において、その背景となる地域のジェンダー特性を十分に解明し、それに対するよりきめ細かく焦点を絞った対応策がきわめて重要となってきているのである。

そうした問題意識に基づき、本稿では、以下に静岡県を例に取りながら、そのジェンダー構造の特質を明らかにしつつ、そうした現状を踏まえた地域における男女共同参画政策の課題を指摘し考察することをめざしたい。

さらに現在、地域社会における男女共同参画政策の推進を考察するにあたっては、グローバリゼーションの進行というマクロな社会変動の影響という要素を抜きにしては、そうした実効性のある施策の展開は困難な状況となりつつあるという認識もまたきわめて重要である。これはひとつには、グローバル化にともなうニュー・エコノミーの進展および格差社会化の進行への対処が喫緊の課題となる中、いやおうなく性別役割分業的な従来のジェンダー構造とそれに基づく労働・生活スタイルの全面的な見直しの必要性が高まりつつあるという、きわめて大きな全体社会構造の変動に関連したテーマでもある。しかしそうしたマクロなジェンダー変動に関する課題を総合的に論じることは紙数の関係からここでは不可能であるので他日を期すこととし、本稿においては、あくまで現在の静岡県の男女共同参画政策の一部を形成している、国際社会との関係におけるこの施策の位置づけに基づく基本的施策に関する限りでの、グローバルな問題の所在と課題の指摘に絞って、上記の考察と併せて論じることとしたい。

なお以上の認識に基づき、本稿の分析と考察では、基本資料として静岡県の男女共同参画の現状を諸々の調査結果により最も総合的に提示し、さらに基本計画による政策遂行の実情の詳細をまとめた最新版である『平成17年度静岡県男女共同参画白書』(以下『白書』)を主として取り上げることとする。以下とくに別途注記のない限り本文に言及しているデータの出典は同白書であることをお断りしておく。

## 静岡県の男女共同参画の全体状況と中心課題

静岡県の男女共同参画の状況についての全体的特徴は、とりわけ市町村を含めた県内自治体の政策的取組の積極性が高く、男女共同参画社会の実現に向けた枠組作りや

## 地域ジェンダー政策の課題とグローバリゼーション

環境の整備に相当の成果を挙げていること、また実態の一部においても全国値をかなり上回る水準を示していることなどが指摘できる。たとえば県内市町村の男女共同参画条例、計画等の策定状況はいずれも全国平均値を上回り、県においても審議会等への女性の登用状況、女性管理職の登用状況、職員採用における女性割合などはいずれも全国水準よりかなり高いレベルに到達している。また全国一位の一時保育促進事業実施率をはじめ、一連の子育て支援関連の施策の実施状況も概ね充実しており、さらに民間においても企業等の管理職に占める女性割合、女性の労働力率などは全国的に見ても高い水準を維持している(いずれも『白書』「第1章3 男女共同参画データの全国比較」、42-43頁参照)。つまり、静岡県の男女共同参画に関する取組や環境についての全般的状況は、ひと言で言えば全国的に見てかなり優良な水準に達していると評価することができよう。

しかし、これらの数値の中で、顕著に低位水準を示すデータが存在している。「性別役割分担意識にとらわれない人の割合」をはじめとする男女共同参画意識に関する重要な諸項目の数値がそれである(2005年度で全国値48.9%に対して37.7%、同上「(1)意識」、42頁参照)。静岡県では「性別役割分担意識にとらわれない人の割合を、2010年までに55%以上にする」ことを男女共同参画推進の最上位目標に掲げてこれまでも各種施策を実施してきたが、そうした経緯から見て、また上記のような他の側面における県の男女共同参画の優良な推進状況からも、この数値の低さはかなり特異と見られるのが自然であろう。静岡県の男女共同参画意識は本当に低いといえるのか、また低いとしたらそこにはどのような背景が考えられるのか、さらにはその低さを改善していくには今後さらにどのような施策展開が必要なのであろうか。

以下では主としてこの点に考察の主眼を絞り、静岡県の男女共同参画の現況における問題点とその課題について、いくつかの視点からコメントしていきたい。ただしあらかじめ付記しておくが、これらはあくまで本章に得られているデータのみに基づいた限られた視角からの分析であり、そうした資料的制約の結果としてあくまで仮説の範囲にとどまる議論も含まれていることに留意いただきたい。

一般に性別役割分担意識を規定する代表的要因としてこれまで内外の多くの社会学、社会心理学的研究が指摘してきたのは、主として、性別、年齢、教育レベル、就労状況のような変数についてであった(これについては鈴木淳子の研究などによく要点がまとめられている、鈴木、1997、参照)。まずこれらに基づきながら、全国調査の結

果などと比較しつつ本県の性別役割分担意識の規定要因を探っていこう。

このうち性別については、『白書』が取り上げている県調査（静岡県男女共同参画室「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」2005年6月）と全国調査（内閣府「男女共同参画に関する世論調査」2004年11月）の回答者の属性を比較する限り顕著な男女比の違いは見られない（県調査では男性44.1%、女性55.0%、全国調査では男性46.1%、女性53.9%）。一般に性別役割分業意識は女性より男性に強く現れ、それが男女共同参画的意識に変化する順序も女性の平等志向的な意識への変化が先行して男性の変化がそれに追従する傾向が多いことが知られている。県調査において時間的な変化の推移は簡単には跡付けられないが、少なくともこの県調査においては全国調査に比較して女性に対する男性割合がより高かったわけではないため、この変数が全国調査との間に全体としての意識の差を生じさせた要因とはまず考えられない。

次に年齢との関係である。一般に性別役割分業意識は年齢が若くなるにつれて弱まる傾向がある。したがってもし本県と全国のそれぞれの調査回答者の年齢構成を比較して、県調査の方が全体に回答者の年齢構成が高ければそれがこうした意識の差を生み出す原因になっている可能性がある。その観点から確認してみると、確かに県調査は全国調査に比べ回答者中30歳代以下の割合が低く、50歳代から60歳代の割合は高い。しかし、これをさらに年齢階級別に比較してみると、いずれの年代においても性別役割分業意識にとらわれない人の割合を示す県の数値は全国の同じ数値を下回っている（最大差は60～69歳で全国値19.7%に対し、静岡は10.0%）。この点から見る限り、県の調査結果は表面的な年齢構成の偏りが結果としての意識の低さに現れたとも言いがたい。すなわち年齢という規定要因の影響力もここではあまり考えにくいといえよう（『白書』6頁）。

となると他に主要な規定要因として考えられるのは、教育レベル、就労の状況といった変数である。このうち教育レベルについては、しばしば性別役割分業意識と強い相関関係があり、教育レベルが高いほどこの意識は弱まるとされている。そこで静岡県と全国の進学率の比較を高等教育に限ってみると（『白書』11頁④）、近年の変化は本県の男子の4年制大学進学率に低下傾向と全国の数値との差の拡大が若干見られるものの、概ね男女とも明確な差異はないとみなしてよいであろう。また就労状況についてみれば、とくに女性について無職よりも有職、一般職よりも管理職、非専門職よりも専門職、就労期間の短い場合よりも長い場合などに性別役割分業意識はより低くなることが判明しているが、本県の場合は全国と比較してとくに専業主婦割合

## 地域ジェンダー政策の課題とグローバリゼーション

が高いとはいえない(『白書』23頁)。したがってこうした数値を個別に比較していく限り、教育程度や就労状況などの変数の規定要因としての関わりは一見低いと考えられうるかもしれない。

しかし、実情は恐らくそう単純ではない。静岡県においては一方で専門職の女性割合は全国の平均値より明らかに低い傾向が認められ(『白書』16頁)、また後述するように顕著なM字型労働曲線の存在から見ても同一職業組織内での女性の長期継続就労は決して一般的とはいえない可能性が高いからである(『白書』23頁)。さらに一見全国と大差ない女性の高等教育進学率も、こうした必ずしも単純に高レベルと評価しきれない女性の就労状況と接続させて考えると、そこにはむしろとくに高学歴女性における教育レベルと就労状況の諸条件の間のギャップという実態を想定せざるをえず、これらの各要因の複合的関係をより丁寧に読み解いていく作業が必要となってくるのである(『白書』11頁)。

こうした留保を踏まえたうえで、ここであらためて、本県の調査結果が示す「性別役割分担意識の高さ」の実態をさらに詳細に分析してみよう。そこには本当はどのような特徴が見出されるのであろうか。

はじめにも触れたように、男女共同参画意識の指標としてその向上が施策の目標とされている「性別役割分担意識にとらわれない人の割合」、すなわち「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の合計の割合は、内閣府の行ってきた同種の全国調査の結果と比較して、1997年以降一貫して低い傾向にある(97年で全国37.8%に対し静岡32.3%、2000年で全国48.3%に対し静岡41.6%、2002年で全国47.0%に対し静岡39.7%、2004年で全国48.9%に対し静岡37.9%)。しかも、全体としてこの割合が全国調査では増加傾向にあるだけでなく、この考え方に賛成の人の割合を最近では上回る状況にまでなっていることを思うと、静岡県の数値の低さはやはり男女共同参画意識の浸透といった観点からは相当大きな課題を含む数値といわざるをえないであろう(『白書』5頁)。

しかし、あらためて静岡県の数値の内容をより細かく検討すると、そこには一層切り込んだ考察を要する問題としての静岡県の独自の傾向性が非常にクリアに浮かび上がってくる。

まず何よりも注目されるのは、静岡県における性別役割分担に「賛成」というときの意識の中身であろう。実は性別役割分担に「賛成」という意見だけに関する限り、静岡県のその割合は全国よりも低いのである。全体としてはもちろんのこと、年齢階

級別においても、全国と比較してこの意識に関してはとくに高齢層になるほど性別を問わず支持が伸びていない。もしこの点だけから見るならば、典型的な性別役割分業意識に関する限り、本県はむしろ全国に比べて明らかにそれにとらわれていないとさえ言明してよい(『白書』6頁)。

かといって、性別役割分業に反対およびどちらかといえば反対という意識になると、その数値は上述のように男女ともほとんどの年齢層において全国よりも低い(同上)。となると静岡県でもっとも多数を占める意識とは実際はどのような意識なのであろうか。グラフからも明らかなように、実はそれは性別役割分業に「どちらかといえば賛成」という意識である。やはり男女を問わずその傾向ははっきりしてが、とくに50歳代以上の比較的高齢層においてはその割合は全国に比べ突出して高いといつてよい(50歳代で12.1ポイント、60歳代で18.1ポイント、70歳以上で22ポイント、それぞれ全国調査の数値を上回っている)。ここからさしあたり全体として本県のこの意識に関する特色を要約するとすれば以下のようなになる。「決して機械的、画一的に「男は仕事、女は家庭」をそのままの形で支持するわけではない、しかしかといってそれを積極的に否定するつもりはなくあくまでその考え方が基本と考えたい。」

こうした意識のあり方を明らかに示唆する別のデータもある。たとえば「子どものしつけや教育についての考え方」を示すグラフ(『白書』13頁)からうかがえるのは、男女とも経済的にもまた生活者としても自立をめざすべきとしながらも、通常その考え方とは矛盾しているはずの、男女おのおのの特性、本質的差異の存在を前提とし、男らしさ女らしさへのこだわりを示す明白なジェンダー意識の存在である。そして全国の動向と比較して非常に明瞭な差異を示している意識が、さらに「女性が職業を持つことについての考え」についての結果(『白書』25頁)の中から浮かび上がってくる。ここでは女性は「(子育て中も含めて)ずっと職業を持ち続けるほうがよい」とする考え方への支持が全国では40.4%ともっとも高いのに対し、静岡県では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」とする考え方への支持が54.1%と過半数を示してもっとも高く、「ずっと職業を続けるほうがよい」への支持24.6%の2倍以上と圧倒的な違いを見せている。

こうしたさまざまな特徴的傾向から、静岡県の性別役割分担意識の特質をあらためて読み解くとすればそれはどのようなものになるであろうか。恐らくははっきり推定されうるのは、そこでは性別役割分業意識が少なくとも二重構造を持ち、その表層部分では社会状況の変化に適合して意識のあり方を柔軟に変容させているかのように見え

ながら、基層部分ではその意識の本質にあたる考え方を変更することなく保持し続けているという傾向性であろう。このことは大和礼子の研究をはじめとして家族社会学分野においてすでにさまざまな理論的、実証的検討が重ねられてきており、筆者も近刊の論文において論じているテーマであるが、いわゆる性別役割分業意識の二重構造といわれる特徴のことである（大和、1995、犬塚、2006など）。すなわち、近代化・工業化とともに戦後高度成長期ごろから日本社会に一般化した性別役割分業意識は、男女の生物学的本質的特性による差異を肯定する価値観（とくに母性愛神話、三歳児神話などに顕著な女性の家事・育児役割を特性として規定する通念）という強固なジェンダー意識を核として、そこから形成された男女の社会的役割を性別を基準に形式的に割り振る表層的な意識との二重構造をなしているというのが、近年の一般的な捉え方である。したがって、社会・経済的諸条件が大きく変わり、男女共同参画的なジェンダー平等の流れが不可逆的となった近年の状況下で、性別役割分業意識も劇的な変容を余儀なくされ、もはやその表層だけでなく、深層・基層部分でもジェンダー意識は変質しつつある（性別役割分業そのものに反対する意識の増大）のが、現在の全国的動向だとすると、意識を規定する条件の変化がそこまで進行しておらず、性別を基準とした役割の形式的・原則的振り分けには一見こだわらないように意識の表層を変化させながら、核に当たるジェンダー意識そのものは強固に保持する（結果として、性別役割分業に「どちらかといえば」賛成する意識が形成される）というあり方が静岡県の特徴的傾向の背後に存在していることは、ほぼ間違いないと思われる。

### 静岡県の特徴としての「新・性別分業役割意識」

上述してきた論点は上にデータとして掲げた静岡県に顕著なくつかの意識の特徴を組み合わせてみれば、容易に明らかとなろう。表層においては男女それぞれに仕事と家庭生活双方での自立の必要性を認めながら、深層においては男女それぞれ本質的に異なる特性の存在を強調するジェンダー意識や、とくに女性の母親役割を重視し、職業との両立を母親役割に支障をきたさない範囲において許容する意識。これらを総合していけば、そこに浮かび上がってくるのは、「男は仕事、女は家庭も仕事も」といういわゆる「新・性別役割分業意識」の存在である。これは一見女性の社会進出を容認する新しい意識のように見えながら、男性の家事・育児労働分担を促進させるベクトルを持たず、あくまで女性による家事・育児労働を前提とした上で、さらに女性の職業労働を付加させ女性のみ負担増を正当化するという意味で、性別役割分担意

識、ジェンダー意識のひとつのヴァリエーションに過ぎない。したがってそれはまた「男は仕事、女は家庭」という典型的な性別役割分業を支持しないことと矛盾しない意識であると同時に、決して性別役割分業そのものに反対とはならない意識でもあるという点で、まさしく性別役割分業に「どちらかといえば」賛成となる意識でもあるのである。

さらに本県におけるこの意識のあり方と深い関係がある実態をはっきり示す別のデータも存在する。『白書』23頁の「年齢階級別労働力率」のグラフにおいて示されているいわゆる女性のM字型曲線についての本県と全国との比較によってそれは明らかとなる。この曲線について、全国との比較で本県が目されるのは、一見すると全年齢階級において全国の数値を上回っているといった女性労働力率の脱ジェンダー構造的な特長傾向の側面であろう。しかしここでより重要なのは、実は全体としてのM字の形の顕著さ、とりわけ子育て期における労働力率の低下期の値とその後の再上昇期のピーク時の値との差の大きさである。本県の場合それは全国よりも明らかに大きい(全国調査での差13.3ポイントに対し、静岡県調査での差19.5ポイント)。すなわちM字の後半の山は確かに全国に比べて高いのに、M字の谷間は深く落ち込み全国データとほぼ変わらない低下状況を示している。このことはその背景に強い「新・性別役割分業意識」、つまり、女性の職業労働は積極的に肯定しながら、女性の育児労働負担の完遂をその前提条件として強固に要請する意識の存在を当然予測させうる。このことは先に挙げた「女性が職業を持つことへの考え」の意識結果ともこのグラフの傾向が明確に符合することからも明らかであろう。

では、この「新・性別役割分業意識」的傾向が本県には顕著に存在するとして、それはどのような社会・経済的条件によって規定されているのであろうか。すでに触れたように、性別役割分業意識を規定する主要な変数のうち、筆者は性別と年齢を除き、教育レベルと就労状況の複合的關係に関しては結論を留保しておいた。これらに関する諸条件の中で、明確にこうした「新・性別役割分業意識」の規定要因として特定できる要素を抽出することは、残念ながら与えられたデータがその因果關係の解明を前提に設計・収集されていない以上困難であるが、しかしそれでもある程度の仮説的見解を提起することは可能である。

まず本県の場合女性に関しては、2004年度で高等教育の進学率が47.7%と男性を上回って増加している教育レベルの上昇傾向が指摘できる(『白書』11頁)。これは全



## 地域ジェンダー政策の課題とグローバリゼーション

国レベルと比較しても遜色ない数字である。前述したように一般的に教育レベルと性別役割分業意識との間には強い逆の相関関係があり、したがってこの点だけから見ると、少なくとも近年女性の性別役割分業意識は、とくに30歳代以下の比較的若年層においては低下していると予測される。ところが実際はその層においてさえこの意識の低下が見られないことはすでに確認したとおりである。このことと、すでに見たような就労状況において必ずしも性別役割分業意識の低下をもたらさない条件の存在などを併せて考えると、そこには、次のような推測が成り立つ。すなわち、実は高等教育期にはそれなりに平等志向、男女共同参画意識を形成していた女性たちであっても、仮に女性が結婚・出産後就業を継続しにくい環境や慣行が主流の労働市場に参入せざるをえない場合、彼女たちは当初就業継続を希望しても、結局多くが結婚・出産を機に退職せざるをえない。また仮に子育て後再就職したとしてもパートタイムや派遣といった非正規雇用を主体とする労働市場にしか戻りえないことが多いとすれば、結局彼女たちは当初志望していたのとは異なる就業形態に至る可能性が高くなる。その場合、そのような女性たちは現在の自分の就業状態を合理化するような方向にかつての男女共同参画意識を変化させる(社会学的には「認知的不協和の低減」と称される変化)、つまり、女性はあくまで子育てなど家庭責任を全うした上で、それを妨げない程度に就業するのが本来的に望ましいという意識を形成する、ということである。

この解釈についてはすでに東北大学の木村邦博が、女性の性別役割分業意識の形成に関する「労働市場の分断の下での合理的選択と認知的不協和」の傾向として多くの実証的データを用いて定式化している(木村、2000)。完全にこの事態の存在を立証するにはより綿密なパネル調査が必要だが、しかし、もし静岡県労働市場の環境、慣行がこうした構造を持っている可能性がいまだに強いとすれば、育児期における就業継続意識をたとえ当初保持していた女性たち(つまり性別役割分業意識に反対する層)が存在したとしても、結局その壁に阻まれてM字型曲線的なライフスタイルをとらざるを得ない中、意識はむしろそうした自分たちの行き方を合理化する方向(性別役割分業に「どちらかといえば」賛成＝「新・性別役割分業意識」)に変化することは十分にありえよう。さらに、こうした女性たちでさえそうとなれば、性別や年齢の変数の傾向からして、男性や彼女たちより上の年齢層にそうした意識のあり方がよりはっきり現れることも了解されうる。また、40歳代以下の年齢層ではそれ以上の高年齢層と比較して、さらに全国のデータと比較しても、性別役割分業意識に賛成でも反対でもなく「わからない」という回答をした割合が男女ともに12.1%から17.1%と、やや特異なほど高い値を示しているのも、結果的に若い世代ほどこの意識に関し、現実との

コンフリクトにより強く直面し、どちらとも決められない「揺らぎ」といってもいい迷いが生じていることの表れと解釈することができよう。

じっさいこれも本来は精細な別の実態調査が必要だが、少なくとも与えられたデータから見る限り、静岡の労働市場の男女格差の大きさと男性中心的环境・慣行の存在はある程度推測されうる。たとえば、全国と比較してとくに30歳代以降より大きな格差を示す男女の賃金比(45~49歳代で最大差となり男性100に対し女性55.2)(『白書』24頁)は、顕著なM字型曲線に合致した女性の生き方をより強化することはいうまでもないし、女性専門職割合の低さとも併せてみれば、いくつかのめざましい改善の動きはあるにせよ、女性労働がまだまだ周辺的に位置づけられている現状をそこに読み取ることは十分可能である。また全国的に見ても高い第2次産業従業者割合、実数、とりわけ低下傾向にあるとはいえその中でも製造業の割合や実数の高さは、本県の産業構造が性別役割分業を前提として構成されてきた高度経済成長期型のオールド・エコノミー的特色をまだ濃厚に残していることを示していよう。また大都市圏の大企業を中心に男性も含め性別役割分業を脱却して仕事と家庭の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを重視する方向へ労働市場を変革する最近の男女共同参画的な動きなども、中小企業の割合が圧倒的な地方の特性からいってそれを十分組み込むには至っていないことなどが容易に推測されうる。

さらに加えて、女性の就業継続を支持する意識と県民所得との中程度の逆相関関係( $R = -0.417$ )を示すデータからは、本県が比較的経済的に豊かな県であるがゆえに女性の就業継続をあまり積極的に必要としない環境にあることが推測される(『白書』27頁)。少なくともニュー・エコノミーの浸透にともなう生活格差の拡大、正規雇用の不安定化と非正規雇用の増大など90年代後半以降深刻化してきている経済・生活リスクの増加傾向は、明らかに全国的には性別役割分業意識からの脱却に拍車をかけてきたが、上記のような静岡県の経済的優位性は、さすがに旧態依然とした典型的パターンではないにせよ、「新・性別役割分業意識」という形で全国的傾向とは異なりこの意識の残存を許容してきたという側面は否定できないと思われる。

以上のような分析が可能とすれば、やはり静岡県の根強い「新・性別役割分業意識」の背景として考えられる大きな要因は、社会・経済的变化に対応して女性の社会進出を許容し、むしろ積極的にこれを支持するかに見えながら、実は女性の家庭と職場における負担をともに増大させ、結果としては男性の職場中心の生活のあり方を維持し

## 地域ジェンダー政策の課題とグローバリゼーション

たまま、相対的に恵まれた経済条件の中で、むしろそうした現状を積極的に変革する決定的な契機をこれまで十分見出さずきた、静岡県の労働市場を中心とした職業生活と家庭生活全体にまたがる従来型の社会構造の側面に求めることができよう。恐らく本県の県民の意識の中では決してこうした問題が認識されていないわけでない。男女の平等感を尋ねた調査結果からも、すべての項目において全国の数値を下回っているという現状認識は、むしろ県民の男女共同参画意識の高さを示す数値とも受け取れよう(『白書』7頁)。しかし逆説的にいえば、そうであるからこそ、そうした意識の高さが現状の変革に向かわないという意識傾向とどうつながっているのかを厳しく吟味する必要があるともいえるのである。

## ジェンダー意識変革の方向性

こうした状況分析を踏まえ、それでは、とくにこうした意識諸側面の変革に向けて、今後どのような施策の展開が考えられうるであろうか。

まずはっきり指摘できることは、今後のどのような施策展開においても、静岡県のこうした意識面での特徴を常に認識し、この点に必ずしも自覚的でなかった従来の施策のあり方のどこをどう改善していくべきかという視点から、あらゆる施策の見直しが実行されなければならないという点であろう。

たとえば、仕事と家庭生活の両立支援の中心的施策のひとつは、子育て支援施策としてもますます今後強化されるであろう育児休業取得率のさらなる向上に向けての支援策である、と従来は比較的シンプルに認識されてきた。しかし、本県の性別役割分業意識の現状を踏まえてこの施策の方向性をきめ細かく検討すれば、これまでのようにただその向上を全体として性別を問わず促進するといったやり方では、意識の変革どころか、むしろその固定化、強化になりかねない危険をはらんでいるということさえできる。現状において実態としての育児休業取得はほとんどすべて女性によって行われているといっても過言ではないからである(2004年の数値で育児休業取得率は女性87.3%に対し男性0.53%)(『白書』28頁)。

こうした現状が新性別役割分業的な意識を支え、またその意識がこうした取得を職場の慣行として再生産させていることは、男性の育児・介護休暇取得を支持する意識が男性においてもきわめて高まりながら(『白書』29頁)、実際の男性取得率はほとんど0に等しい低さを示しているという上記の実態とのギャップを見れば、おのずから明白である。こうした状況下で、たとえば女性が働く上での障害の上位に育児休暇の

取得のしにくさが上げられているからといって(回答率42.3%で第3位)(『白書』26頁)、女性に対する育児休業取得の向上のみに結果として傾斜した支援策がとられるとしたら、おそらくこうした男女間の取得率の絶対的なまでの懸隔は容易に縮まらないばかりか、むしろ女性が育児休業をとって子育て期には育児を優先させるべきであるとする「新・性別役割分業意識」は、弱まるどころか、ますます強化される結果を男女ともに招くこととなるであろう。したがってこの場合限られた資源を有効に活用し、育児休業の取得率を高めるのみならずこうした意識の変革を促すために取られるべき方向は、むしろはっきり男性に傾斜した取得支援策でなければならないであろう。これはある意味で通常的女性に対するポジティブ・アクションの逆の施策方針として、積極的に位置づけられるべき内容である。北欧諸国のようなパパ・クォータ制の導入までは困難としても、少なくとも現状の男性中心の職場慣行を今度こそ本腰を入れて変革するような施策の導入を真剣に検討しない限り、結果としての意識の変革などはるかに遠い課題といわざるを得ないからである。

このような基本的なスタンスに立脚して、性別役割分担意識の本質的な転換をめざす施策の方向としては、少なくとも次の3点を指摘することができよう。

まず第一に、意識に直接的に働きかける啓発、教育といった分野での施策を一層強化することである。ここでもっとも重要なポイントは、とくに男性を中心に、各世代に応じて啓発や教育の力点をきめ細かく分化させていくことであろう。たとえば学校教育を通しては、初等中等レベルにおいては、現在進行している男女共同参画啓発副読本をはじめともしっかりとした形で性別役割分担意識からの脱却と男女共同参画意識の進化を図る教育プログラムを実施する一方で、高等教育段階での人権教育としてのジェンダー平等教育の徹底化を図る。さらに労働市場、結婚・育児生活の現実とのギャップで意識の後退をしばしば余儀なくされる若年・中年労働者世代には男性を中心に、ワーク・ライフ・バランスの重要性と既存のジェンダーの求めるものとは違う親としての養育役割の重要性を、後述するように企業とのタイアップを通してより実効性のある形で実現していく。またいわゆる「2007年問題」を踏まえ、退職を目前とした団塊世代というこれまでの男性の生き方の見直しに直面している大量の人々の登場を積極的な啓発のチャンスと捉え、あらゆる情報発信、講座などの機会を通して、「第二の人生に向けて新しいライフスタイルを獲得したい」というこうした人々に潜在化しているニーズに答える教育プログラムを開発することなども含まれよう。ここでは学校、家庭、社会教育のあらゆる機会に意識変革につなげる啓発を実行

していく必要があるといえる。

しかし、第二におそらくこれまでの考察の結果を踏まえてより重要と考えられるのは、意識そのものに直接働きかける啓発にとどまらず、労働市場の環境・慣行の見直しを中心とした職場と家庭の双方を通してのジェンダー平等のための両立支援を、企業への働きかけを中心として重点施策として位置づけ、間接的に結果としての意識変革につなげるといった方向である。とくにここで肝心なことは、現在国が推進している女性のチャレンジ支援といった職業労働における女性の支援もさることながら、静岡県独自の両立支援という観点からは、むしろ男性の労働時間短縮と男性の家事・育児分担の増加こそがその有効性においてもっとも基幹的な方策と位置づけられるべきであるということである。(この点についてはすでに松田茂樹が実証的調査結果の裏づけをもって説得的な議論を展開している(松田、2006)。)

その際とくに重点化すべきは、企業のトップへの集中的な意識啓発の機会を増大させ、トップの変革によって組織全体に影響を及ぼす方策を模索することである。本県のように中小企業が圧倒的多数を占め、その経営方針の影響が社員の生活に直結しているような場合、このことの意味はとりわけ大きいといわざるをえない。さらに、経営者層に直接いかに効果的に男女共同参画の意義と変革の必要性を認識してもらうかという課題にとって重要な視点は、企業のニーズにいかにかたえうる男女共同参画の実利上のメリットを提示できるかにかかっている。従来ともすれば男女共同参画は利潤追求を課題とする企業のあり方とは対抗的な事柄と理解されがちであった。しかし、性別役割分業の意識と慣行が企業の人材開発、従業員の士気や対外イメージの向上に実質的にどれだけ大きな阻害要因となり、逆に男性の生き方、働き方の見直しを中心とする男女共同参画の推進がどれだけ多くの実利的メリットをもたらすかを、業種、業態、規模などの差異に応じて的確に企業側に理解してもらえる働きかけを図り、行政と企業の連携を強化することは、景気回復が本格的となり、企業にもようやく前向きなCSR的事業展開が期待できる現在の状況を踏まえれば、とりわけ今後必要な戦略的方針といえよう。その際単なる抽象論に終わらず、企業への説得材料として、現在全国に少しずつ広がりつつある、性差や年齢を超えた多様な従業員の働き方の組み合わせによってコストダウンと労働時間短縮と生産性向上に成功した意欲的な中小企業の事例などの情報ストックを行政が数多く用意するなどの準備も必要となろう。

そして第三に必要なことは、政策遂行主体の責任として、新・性別役割分業などのヴァリエーションも含めた従来の性別役割分業意識に基盤を置くものとは異なる、男女共同参画社会の意識を具現化した新しい多様な生活者モデルを提示していくということ

であろう。もちろん男女共同参画社会の中核理念は、ジェンダーの基づく不平等を是正し個人のライフスタイルに中立的な社会の仕組みを実現することにあるといえる。しかしそのことは、それがめざしている何らかの具体的な生活者のモデル提示を必ずしも否定するものではない。むしろ従来の社会が、性別役割分業型(およびその亜種)の生活者モデルを明確に持つ一方で、それに変わる男女共同参画型の生活者とはいかなるライフスタイルを具体的に含むのかについての類型化やモデルの整理を不十分、不明確にしか行ないえず、せいぜい「非」性別役割分業的な生き方というネガティブで抽象的な表現形式のままで議論が展開し政策が進行してきたために、そうした新しい生き方への実践が具現化されにくいま、結局のところ形を変えつつ生き残ってきた既存の性別役割分業型のモデルに多く人々の生き方が回収されてしまっているのが現状である。したがってそれは家父長制規範による画一的な意識を根底に置いた性別役割分業モデルに対置されるという意味でも、さまざまな社会・経済・文化的条件の組み合わせによって複数提示されるべきものであろうし、またその選択可能性があくまでも個人のライフスタイルの多様性に合わせて開かれたものでなければならない。じっさいには福祉社会の未来像を類型化する動きの中で、社会学、経済学、社会福祉学、ジェンダー学など多様な領域の交錯する議論を通して、たとえばフレイザーやセインズベリ、日本では宮本太郎や田村哲樹と言った研究者たちの中からそうしたモデル化の試みがすでになされてきている(Fraser, N., 1997-2003、Sainsbury, D ed., 1999、宮本、2005、田村、2006)。静岡県の男女共同参画政策が目指しているのは、具体的にはどのような生活者モデルに結実しうる可能性があるのか。たとえば、上に触れたような短縮された労働時間と積極的な家事・育児への分担との適切なバランス配分を実現した男性の静岡モデルなどといったケースをいくつか提起することで、国とも市町村とも違う県という規模での地域特性と多様性を生かした中に方向性が見える議論を県民に投げかけていく作業が、意識変革のひとつの側面としてそろそろ問われてきてもいいのではないかと思われる。

### グローバル化下での男女共同参画政策の課題へ向けて

最後に若干論じておきたいのは、グローバル化が進展する中での地域ジェンダー政策の課題を本格的に探る作業の前提として、この『白書』を通して静岡県の男女共同参画政策の現状から明らかになるグローバル化への対応を含んだ施策のあり方の特色と問題点についてである。

## 地域ジェンダー政策の課題とグローバリゼーション

男女共同参画政策の具体的方向性を指し示す条例や基本計画については、国をはじめ多くの地方自治体(都道府県)でもこれまで、その基幹的な方針の中に何らかの形で「国際社会の課題としての男女共同参画との関連」に言及することは通例であった。しかし、とくに地方自治体の場合、「グローバルな」問題設定のなされるべき場でありながら、その正確な認識に乏しいまま、とってつけたように形式的で、積極的意義づけのあまり認められない政策内容しか盛り込まれない事例がとりわけこの分野に関しては多かったのも事実である。確かに「地域社会」においてことさら「国際社会」との関連で男女共同参画について何をどう政策として立案・実行すればよいのか、上記の問題設定にとくに自覚的な計画策定を行わない限り、このことは他の項目に比べてどうしても不分明とならざるをえないこともまたある程度はやむをえないであろう。

しかしこうした基本的施策の一環としてこのテーマを設定する場合、現在以上に今後はこのテーマが基本計画全体の中でその比重を増大させていくことはほぼ確実であろうと思われる。筆者の見るところその最大の理由は2つある。1つは、グローバリゼーションの一層の進展にともなって国家を超えた労働力移動が今まで以上に拡大していくことは確実であり、そのことは日本においては少子高齢化した地域社会においてさらなる外国からの定住者の増加傾向に拍車をかけ、結果としてとくに国際的ケア労働力のジェンダー化にともなう人権問題の多発(性の商品化、女性への暴力としてのドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの増加など)や多文化共生の課題の日常化が、地域社会レベルで頻出することは必至だからである。

もう1つは、グローバリゼーションに連動して、国際社会におけるジェンダー平等の種々のスタンダード(たとえば女性差別撤廃条約の規約の遵守など国連のジェンダー政策への適切な理解とあくまでもそれに則った政策遂行)が国全体の政策としての男女共同参画の基本理念を規定する傾向はさらに加速するため、それを実質的に担っていく地域社会の男女共同参画政策においてもこのことへの最新かつ細心の情報収集や、それを踏まえてグローバルな動静に的確に適応する機動的な政策運用が一層求められることは確実だからである。上記のように地域社会において定住外国人が着実に増加する見通しの中では、このことはさらに重要な意味を帯びてこよう。これからは、むしろ国家の枠を超えて地域社会が直截にこうしたグローバルなジェンダー問題の課題に直面し、国際社会の規範による適切な対応を迫られる事態が常態となってくると見るべきであろう。

このような観点からこのテーマについて概観するとき、静岡県の男女共同参画政策の現状および将来への認識については、現時点では一定程度のレベルによろやく達

している段階といえよう。『白書』において確認できる範囲では、基本的施策6において「国際社会や地域社会の一員としての活動への参画支援」という柱を打ち立てていることはそのひとつの証拠である。ただしその現状分析に関しては、基本データとしてこの20年弱で8倍にも増加した県内の外国人登録者数の推移を押さえた上で(『白書』31頁)、国際協力や男女共同参画を推進しているNPO数の推移を示すに止まっておき(『白書』32頁)、必ずしも十分な問題意識が展開するという段階には至っていないと見ざるをえない。

しかし、それでも2004年度施策の検証・評価を総括した第2章の該当箇所を見る限り、少なくとも筆者の指摘したようなこのテーマの重要性の増大に関する上記の2つの理由については、各々に対応した的確な施策の方向付けがなされていることは示されている。すなわち、『白書』95-96頁にかけて「施策の方向」が2つに分けて設定され、1つは「国際社会における男女共同参画の取組に対する理解の促進」として「男女共同参画先進国の参画情報の収集・提供」が位置づけられ、「国連をはじめとする国際的な枠組み」「グローバルスタンダード」への的確な対応への言及がなされている。またもう1つの方向としては、「国際社会の一員としての国際協力の推進」として「国際交流に関する県民意識の高揚」「途上国の女性支援など国際協力の促進」「外国人住民への対応」が挙げられていることがそれにあたる。ただしその評価はそれぞれ「B」「C」と必ずしも現状における成果が十分とはいえないことを示す結果にとどまっていることが今後の課題を示唆してくれているといえよう。

以上のように見てくれば、結局のところ問題は、このテーマに関するこうした現状認識の深まりや適切な政策方向の設定を踏まえて、恐らく今後の計画の実施や改訂の過程でこうした評価の現状をどのように改善していく具体策が盛り込まれていくかに成否はかかっているといっておよいであろう。現時点ではまだそれらについて論評する十分な資料は出揃ってはいない。課題解決はこの施策に関する限りまだその端緒に過ぎないからである。今後この『白書』以降の静岡県の施策の具体的施策の展開を追いつつ、それをいかなるデータや指標を用いることでより客観的に評価できるか。このことは筆者自身に課せられた課題でもあることに最後に触れて、本稿はひとまずここで閉じることとしたい。



## 〈参考文献〉

- Fraser, N., 1997-2003, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Post-socialist" Condition*, Routledge. (仲正昌樹監訳『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』、お茶の水書房)
- 犬塚協太、2006、「ポスト近代家族における性別分業規範の変容とその類型化(1)(2)」、『国際関係・比較文化研究』第4巻第2号、第5巻第1号
- 木村邦博、2000、「労働市場の構造と有配偶女性の意識」、盛山和夫編『ジェンダー・市場・家族』(日本の階層システム4)、東京大学出版会
- 松田茂樹、2006、「夫婦の「共働戦略」——父親の家事・育児参加が家庭を救う——」、『週刊エコノミスト』2006年2月14日号
- 宮本太郎、2005、「福祉国家の労働支援とジェンダー平等」、『女性労働研究』第47号
- 内閣府、2005、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
- 日本女性学会ジェンダー研究会、2006、『Q&A男女共同参画/ジェンダーフリー・バックラッシュ——バックラッシュへの徹底反論』、明石書店
- 大沢真理、2002、『男女共同参画社会をつくる』、日本放送出版協会
- Sainsbury, D., ed., 1999, *Gender and Welfare State Regimes*, Oxford University Press.
- 静岡県、2005、『平成17年度静岡県男女共同参画白書』
- 鈴木淳子、1997、『性役割——比較文化の視点から——』、(レクチャー「社会心理学」Ⅲ)、垣内出版
- 田村哲樹、2006、「ジェンダー平等・言説戦略・制度改革——日本の「男女共同参画社会」政策の展開を事例として」、宮本太郎編『比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』(比較政治叢書2)、早稲田大学出版部
- 辻村みよ子、2005、『自治体と男女共同参画——政策と課題——』、イマジン出版
- 辻村みよ子・稲葉馨編、2005、『日本の男女共同参画政策——国と地方公共団体の現状と課題』、東北大学出版会
- 上野千鶴子・宮台真司・斎藤環・小谷真理、2006、『バックラッシュ! なぜジェンダーフリーは叩かれたのか?』、双風舎
- 若桑みどり・皆川満寿美・加藤秀一・赤石千枝子、2006、『「ジェンダー」の危機を超える! ——徹底討論! バックラッシュ』、青弓社
- 大和礼子、1995、「性別役割分業意識の二つの次元——「性による役割振り分け」と「愛による再生産役割」——」、『ソシオロジ』第123号